

証券コード 3267  
平成29年2月3日

株主各位

東京都千代田区平河町二丁目10番4号  
株式会社フィル・カンパニー  
代表取締役社長 能美裕一

## 第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬具

### 記

1. 開催日時 平成29年2月21日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 開催場所 東京都千代田区紀尾井町1番4号 東京ガーデンテラス紀尾井町  
紀尾井カンファレンス セミナールームA+B  
※末尾記載の「株主総会会場 ご案内図」をご参照ください。

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第12期（平成27年12月1日から平成28年11月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第12期（平成27年12月1日から平成28年11月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://philcompany.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

(添付書類)

# 第12期 事業報告

平成27年12月1日から 平成28年11月30日まで

## I 企業集団の現況

### 1. 当連結会計年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成27年12月1日から平成28年11月30日まで）における我が国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策により全体的に緩やかな回復傾向が見られました。一方、世界経済は、米国で景気回復が続いたものの、英国のEU離脱問題、中国及びアジア新興国経済の減速懸念などから先行き不透明な環境で推移しました。

このような状況の中、駐車場の上部“未利用”空間の活用を実現し、オンリーワンの価値を創出した当社グループの空中店舗フィル・パーク事業は、早期の投資回収を実現できる企画と初期テナント誘致保証など付加価値の高いサービスを評価していただき、リピーター顧客も増加してまいりました。

具体的な受注高及び受注残高の状況につきましては、下表のとおりとなります。

|           | 受注高         |        | 受注残高        |        |
|-----------|-------------|--------|-------------|--------|
|           | 金額          | 前年同期比  | 金額          | 前年同期比  |
| 平成28年11月期 | 1,843,251千円 | 123.0% | 1,334,362千円 | 136.5% |
| 平成27年11月期 | 1,498,390千円 | —      | 977,423千円   | —      |

また、今の世の中の需要にあった空間づくり（SPACE ON DEMAND）のコンセプトのもと、多種多様なテナント誘致に取り組んでまいりました。訪日外国人の増加によるインバウンド需要の拡がりに対し、平成28年1月竣工のフィル・パーク神楽坂にホステル（旅館業法に基づく簡易宿泊所）業態を誘致し、昨今の保育園不足による待機児童問題に対し、平成28年2月竣工のフィル・パーク雑色及びフィル・パーク石川台には、小規模保育園の誘致をいたしました。

テナントのリピーター出店も増加しており、例として米国発世界3,000店舗以上展開するフィットネスクラブ・ジム「エニタイムフィットネス」を平成28年11月期の竣工19件のうち6件に誘致し、平成28年11月期までの累計で10件誘致いたしております。

この結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は1,668百万円（前連結会計年度比11.7%増）、営業利益206百万円（同37.3%増）、経常利益228百万円（同48.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は171百万円（同22.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は、102,351千円であります。その主な内容は、フィル・パーク神楽坂の建設費用によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資による200,000株の新株発行により237,018千円の資金を調達いたしました。

2. 財産及び損益状況

(1) 企業集団の財産及び損益状況

| 区分              | 第10期<br>(平成26年11月期) | 第11期<br>(平成27年11月期) | 第12期 (当連結会計年度)<br>(平成28年11月期) |
|-----------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 売上高             | 477,032千円           | 1,493,082千円         | 1,668,312千円                   |
| 営業利益            | 3,961千円             | 150,365千円           | 206,443千円                     |
| 経常利益            | 6,797千円             | 154,235千円           | 228,432千円                     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 34,878千円            | 140,142千円           | 171,417千円                     |
| 1株当たり当期純利益      | 16.31円              | 65.52円              | 79.85円                        |
| 総資産額            | 577,753千円           | 1,048,032千円         | 1,476,638千円                   |
| 純資産額            | 86,691千円            | 226,833千円           | 639,291千円                     |
| 1株当たり純資産額       | 40.53円              | 106.05円             | 273.32円                       |

- (注) 1. 単位未満を切り捨てにより表示しております。  
2. 当社では、第9期については連結決算を行っていないため、第9期の状況は記載しておりません。  
3. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
4. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

## (2) 当社の財産及び損益状況

| 区分                            | 第9期<br>(平成25年11月期) | 第10期<br>(平成26年11月期) | 第11期<br>(平成27年11月期) | 第12期(当事業年度)<br>(平成28年11月期) |
|-------------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------------|
| 売上高                           | 277,141千円          | 476,822千円           | 426,270千円           | 563,144千円                  |
| 営業利益                          | 2,343千円            | 41,724千円            | 45,220千円            | 32,358千円                   |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)             | △27,599千円          | 44,556千円            | 105,843千円           | 127,640千円                  |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)           | △24,125千円          | 59,147千円            | 107,367千円           | 103,832千円                  |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) | △14.13円            | 27.65円              | 50.20円              | 48.37円                     |
| 総資産額                          | 245,244千円          | 298,913千円           | 496,855千円           | 940,386千円                  |
| 純資産額                          | 51,812千円           | 110,959千円           | 218,326千円           | 563,199千円                  |
| 1株当たり純資産額                     | 24.22円             | 51.87円              | 102.07円             | 240.79円                    |

- (注) 1. 単位未満を切り捨てにより表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
3. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

## 3. 重要な子会社の状況

| 会社名               | 資本金      | 当社の<br>出資比率 | 主要な事業内容        |
|-------------------|----------|-------------|----------------|
| 株式会社フィル・コンストラクション | 20,000千円 | 100%        | 空中店舗フィル・パークの建築 |

#### 4. 対処すべき課題

当社グループは、「共存共栄(=Phil)」をイデア(企業理念)として、土地オーナー、テナント、近隣の人等、関わる全ての人が共に幸せを享受できることを目的として設立されました。

また、当社グループの企業価値向上のために、以下の経営課題を解決していかなければならないと認識しております。

##### (1) 認知度、ブランド力の向上

当社グループは、土地オーナーからの認知度やブランド力が不足しております。そのため、現在行っているリスティング広告の強化・効率化に加え、積極的に広報活動を行うことで、空中店舗フィル・パークブランドの向上に取り組んでまいります。

##### (2) 継続的な採用活動と優秀な人材の確保

当社グループの空中店舗フィル・パーク事業の更なる拡大及び付加価値向上に向けた取り組みを始めるため、これまでの最低人員での運営から各部門余裕人員を設置する運営への転換を図り、優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

##### (3) コンタクトパートナーの拡大

当社グループでは、案件の情報提供を提携先である金融機関や不動産管理会社などのコンタクトパートナーに依頼しております。今後の事業拡大には、情報提供元の拡大が必要であると認識しており、既存のコンタクトパートナーとの協力関係強化に加え、新たなコンタクトパートナーとの提携に取り組んでまいります。

##### (4) 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。そのため、当社グループでは、経営管理部を中心に内部監査室・外部協力機関と連携をとり、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

##### (5) 関連サービス(新たな付加価値)創出による事業収益力の向上

当社グループの空中店舗フィル・パーク事業は、その余りある事業マーケットにおいてプロジェクトの拡大を目指すとともに、まだまだ発展途上のサービスであることを強く認識し、ユーザーファーストの観点から派生する関連サービス(新しい付加価値)の創出が重要な課題であると認識しております。

そのため、まずは徹底したマーケティングに注力し、安定した財務体質維持を前提としながらも新しい取り組みに積極的に挑戦してまいります。

5. 主要な事業の内容（平成28年11月30日現在）

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| 空中店舗フィル・パーク事業 | 駐車場を活用した空中店舗の企画・開発・運営・管理 |
|---------------|--------------------------|

6. 主要な事業所及び使用人の状況（平成28年11月30日現在）

本社 東京都千代田区平河町二丁目10番4号

従業員区分（連結）

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 13名  | 1名増    | 39.3歳 | 3.1年   |

従業員区分（個別）

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 9名   | —      | 36.7歳 | 2.7年   |

7. 主要な借入先及び借入金額（平成28年11月30日現在）

主要な借入先及び借入金額は下記のとおりです。

|              |          |
|--------------|----------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 33,340千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 15,705千円 |

## II 会社の現況

### 1. 株式の状況（平成28年11月30日現在）

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 8,550,000株 |
| (2) 発行済株式総数    | 2,339,000株 |
| (3) 株主数        | 1,449名     |
| (4) 大株主（上位10名） |            |

| 株主名                                | 持株数   | 持株比率   |
|------------------------------------|-------|--------|
| 高橋伸彰                               | 842千株 | 36.00% |
| SUS株式会社                            | 245   | 10.47  |
| 株式会社SBI証券                          | 66    | 2.83   |
| 能美裕一                               | 54    | 2.31   |
| 合同会社NOB                            | 45    | 1.92   |
| 真鍋康正                               | 45    | 1.92   |
| 株式会社ido                            | 45    | 1.92   |
| Vector Group International Limited | 40    | 1.71   |
| 松藤博次                               | 39    | 1.67   |
| 日本証券金融株式会社                         | 36    | 1.57   |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。  
3. 平成28年11月30日時点において、高橋伸彰より株式会社SBI証券に45千株を貸与する内容の、オーバーアロットメントによる売出しのための貸借取引に関する契約を締結しておりましたが、平成28年12月21日を払込期日とする株式会社SBI証券を引受人とした第三者割当増資により新株式を発行するとともに、高橋伸彰に返還されたため、本招集通知発送日における高橋伸彰の持株数は887千株となっております。

2. 新株予約権等の状況

当事業年度末日における新株予約権の状況

(1) 新株予約権の数 220個

(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 220,000株  
(新株予約権 1個につき1,000株)

(3) 当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

|     | 回次 (行使価格)       | 割当日         | 行使可能期間                      | 個数   | 保有者数 |
|-----|-----------------|-------------|-----------------------------|------|------|
| 取締役 | 第7回 (1株につき330円) | 平成26年2月19日  | 平成28年2月20日～<br>平成35年11月15日  | 135個 | 3名   |
|     | 第8回 (1株につき330円) | 平成26年11月14日 | 平成28年11月15日～<br>平成35年11月15日 | 36個  | 3名   |
| 監査役 | 第7回 (1株につき330円) | 平成26年2月19日  | 平成28年2月20日～<br>平成35年11月15日  | 1個   | 1名   |

### Ⅲ 会社役員 の 状況

#### 1. 取締役及び監査役の状況（平成28年11月30日現在）

| 氏名      | 地位及び担当      | 重要な兼職の状況                              |
|---------|-------------|---------------------------------------|
| 能 美 裕 一 | 代表取締役社長     | 株式会社フィル・コンストラクション取締役                  |
| 高 橋 伸 彰 | 代表取締役       |                                       |
| 高 野 隆   | 取締役         | 株式会社フィル・コンストラクション代表取締役                |
| 肥 塚 昌 隆 | 取締役(企画開発部長) | 株式会社フィル・コンストラクション取締役                  |
| 大 津 武   | 取締役         | JLLモールマネジメント株式会社取締役会長                 |
| 金 子 麻 理 | 常勤監査役       | 株式会社フィル・コンストラクション監査役                  |
| 川 野 恭   | 監査役         | ルース総合会計事務所代表<br>株式会社ルース・コンサルティング代表取締役 |
| 西 野 比呂子 | 監査役         | 大知法律事務所パートナー                          |

- (注) 1. 取締役大津武は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役川野恭及び西野比呂子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役金子麻理は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役川野恭は、税理士及び不動産鑑定士の資格を有しており、財務及び会計、税務、不動産に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役西野比呂子は、弁護士の資格を有しており、専門的な知識と経験を有しております。
6. 監査役西野比呂子の戸籍上の氏名は、中西比呂子であります。
7. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 平成28年2月24日をもって、監査役二村健司は、辞任により退任いたしました。

#### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、業務執行取締役等でない取締役及び監査役全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める額としております。

### 3. 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分               | 支給人員       | 報酬等の額                 |
|------------------|------------|-----------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1名) | 48,240千円<br>(900千円)   |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名) | 6,820千円<br>(1,500千円)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 9名<br>(4名) | 55,060千円<br>(2,400千円) |

- (注) 1. 平成28年4月13日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年間300,000千円、監査役の報酬限度額は年間50,000千円と決議頂いております。
2. 当事業年度中に退任した監査役1名を含んでおります。

### 4. 社外役員の状況

#### (1) 主要な兼職先と当社との関係

- ・取締役大津武は、JLLモールマネジメント株式会社取締役会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役川野恭は、ルース総合会計事務所代表及び株式会社ルース・コンサルティング代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役西野比呂子は、大知法律事務所パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### (2) 事業年度における主な活動状況

| 氏名     | 区分  | 出席状況及び発言状況                                                                               |
|--------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大津 武   | 取締役 | 平成28年2月24日に就任以降、当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、知識や経験を活かし、議案等について様々な提言を行っております。                |
| 川野 恭   | 監査役 | 当事業年度開催の取締役会19回のうち19回及び監査役会14回のうち14回に出席し、知識や経験を活かし、議案等について様々な提言を行っております。                 |
| 西野 比呂子 | 監査役 | 平成28年2月24日に就任以降、当事業年度開催の取締役会15回のうち15回及び監査役会10回のうち10回に出席し、知識や経験を活かし、議案等について様々な提言を行っております。 |

#### IV 会計監査人の状況

##### 1. 名称

有限責任監査法人トーマツ

##### 2. 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 11,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### 3. 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

##### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に召集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## V 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容の概要及び運用状況の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備する。

- (1) 当社は、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループに適用する企業行動指針、企業倫理規程、コンプライアンス規程等を定め、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築する。
- (2) 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて取締役及び使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。
- (3) 「リスク管理規程」に当社グループ全体のリスク管理に関する規定を定め、リスク管理に対する役職員に対する周知徹底及び全社横断的な調査・監督指導を行う。
- (4) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出し並びに問題点の検討を行うとともに、日常的な啓蒙活動等を通じて、全社的なコンプライアンス活動を推進する。
- (5) 財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の整備を行う。
- (6) 役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、決議書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規程」に従い、情報類型毎に保存期間・保存方法・保存場所を定め、文書又は電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行う。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務遂行に伴うリスクのうち当社グループの経営に重大な影響を及ぼし得る主要なリスク（知的財産権、情報、訴訟事件等）について、「リスク管理規程」を定め、個々のリスク管理に係る体制及びこれらのリスクを統合し管理する体制を整備する。
- (2) 「リスク管理規程」に有事対応体制について定め、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続及び早期復旧の実現をはかり、かつ経営基盤の安定と健全性の確保を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回(定時)開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
  - (2) 当社グループの取締役の職務分担及び担当部門の分掌業務並びに職務権限を適切に配分する。
  - (3) 当社グループの重要な業務執行に関する事項について取締役間及び部長会議で協議し、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。
  
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループ全体のリスク管理の方針を「リスク管理規程」に定め、当社グループ全体の業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、当社の内部監査部門による内部監査規程に基づく監査を実施することにより、当社グループの業務の適正を確保する。
  
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の使用人の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとする。
  
7. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役及び監査役会に対して、法定の事項に加え次に定める事項を報告する。
    - ① 会社経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項
    - ② 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
    - ③ 重大な法令・定款違反
    - ④ その他コンプライアンス上重要な事項当社は、当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
  - (2) 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、意見を表明する。
  - (3) 監査役及び監査役会は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役及び使用人に報告を求めることができるほか、取締役及び使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。
  - (4) 監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、又はその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告する。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査役の業務の遂行にあたり、本社各部門及び支店その他の営業所に立ち入り、重要な取引先等の調査、又、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。
- (2) 監査役は必要に応じて各種会議、打合せ等に出席することができる。
- (3) 監査役は監査内容について情報交換を行うため、内部監査人及び会計監査人と連携を図る。

当社では上記の内部統制システムを整備しており、その基本方針に基づき、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを行っております。また、代表取締役社長の管轄下のもと、内部監査室が「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、誤謬、漏洩、不正等の防止に役立て、経営の合理化及び能率の促進に寄与することを目的に監査しております。また、内部監査の結果は、当社代表取締役社長及び経営管理部と共有のうえ、各部署の責任者に報告し、業務改善を勧告するとともに、改善状況を継続的に確認しております。

# 連結貸借対照表

平成28年11月30日現在

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |           | 負 債 の 部       |           |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
| 流動資産      | 1,216,495 | 流動負債          | 724,171   |
| 現金及び預金    | 1,119,081 | 買掛金           | 40,902    |
| 売掛金       | 16,936    | 1年内返済予定の長期借入金 | 10,701    |
| 未成業務支出金   | 51,955    | 未払法人税等        | 64,422    |
| 繰延税金資産    | 7,968     | 前受金           | 446,040   |
| その他       | 20,553    | 預り金           | 107,894   |
| 固定資産      | 260,143   | その他           | 54,210    |
| 有形固定資産    | 150,404   | 固定負債          | 113,175   |
| 建物及び構築物   | 149,838   | 長期借入金         | 38,344    |
| 工具、器具及び備品 | 566       | 資産除去債務        | 18,076    |
| 無形固定資産    | 6,413     | 長期預り保証金       | 56,755    |
| ソフトウェア    | 6,413     | 負債合計          | 837,346   |
| 投資その他の資産  | 103,325   | 純資産の部         |           |
| 長期貸付金     | 5,042     | 株主資本          | 639,291   |
| 差入保証金     | 77,409    | 資本金           | 219,820   |
| 破産更生債権等   | 23,658    | 資本剰余金         | 219,820   |
| 繰延税金資産    | 19,168    | 利益剰余金         | 199,651   |
| その他       | 6,747     | 純資産合計         | 639,291   |
| 貸倒引当金     | △28,701   | 負債・純資産合計      | 1,476,638 |
| 資産合計      | 1,476,638 |               |           |

# 連結損益計算書

平成27年12月1日から平成28年11月30日まで

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額    |           |
|-----------------|--------|-----------|
| 売 上 高           |        | 1,668,312 |
| 売 上 原 価         |        | 1,215,858 |
| 売 上 総 利 益       |        | 452,453   |
| 販売費及び一般管理費      |        | 246,009   |
| 営 業 利 益         |        | 206,443   |
| 営 業 外 収 益       |        |           |
| 受取利息            | 142    |           |
| 受取配当金           | 151    |           |
| 貸倒引当金戻入益        | 13,838 |           |
| 違約金収入           | 3,220  |           |
| 還付消費税等          | 10,273 |           |
| その他             | 280    | 27,905    |
| 営 業 外 費 用       |        |           |
| 支払利息            | 1,895  |           |
| 株式交付費           | 4,021  | 5,917     |
| 経 常 利 益         |        | 228,432   |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 228,432   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 64,217 |           |
| 法人税等調整額         | △7,203 | 57,014    |
| 当 期 純 利 益       |        | 171,417   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 171,417   |

## 連結株主資本等変動計算書

平成27年12月1日から平成28年11月30日まで

(単位：千円)

|                 | 株 主 資 本 |         |         |         | 純資産合計   |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                 | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 株主資本合計  |         |
| 平成27年12月1日残高    | 99,300  | 99,300  | 28,233  | 226,833 | 226,833 |
| 連結会計年度中の変動額     |         |         |         |         |         |
| 新株の発行           | 120,520 | 120,520 | -       | 241,040 | 241,040 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | -       | -       | 171,417 | 171,417 | 171,417 |
| 連結会計年度中の変動額合計   | 120,520 | 120,520 | 171,417 | 412,457 | 412,457 |
| 平成28年11月30日残高   | 219,820 | 219,820 | 199,651 | 639,291 | 639,291 |

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社フィル・コンストラクション

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

未成業務支出金・・・個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～34年

工具、器具及び備品 4～10年

###### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

## 連結貸借対照表に関する注記

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額<br>(減損損失累計額を含む) | 115,497千円 |
|--------------------------------|-----------|

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 2,339,000株
2. 配当に関する事項  
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 220,000株

## 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針  
当社は資金計画に基づき必要な資金は銀行借入及び新株の発行により調達しております。また、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。
  - (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
売掛金及び長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。  
差入保証金は、主に賃借物件において預託しているものでありますが、取引先企業等の財務状況等に関する信用リスクに晒されております。  
買掛金及び預り金は、概ね1年以内の支払期日です。  
借入金は、主に営業取引に係る資金調達及び設備投資資金であります。  
長期預り保証金は、テナント賃貸借契約等に係る敷金及び保証金であります。
  - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
    - ① 信用リスク  
当社は、案件管理表に基づき、案件及び取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。
    - ② 資金調達に係る流動性のリスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理  
当社は、適時に資金繰り計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しています。
  - (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年11月30日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2. 参照)。

|                           | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金                | 1,119,081          | 1,119,081  | —          |
| (2) 売掛金                   | 16,936             | 16,936     | —          |
| (3) 差入保証金                 | 76,549             | 72,561     | △3,988     |
| (4) 長期貸付金                 | 5,042              |            |            |
| 貸倒引当金 <sup>(※1)</sup>     | △5,042             |            |            |
|                           | —                  | —          | —          |
| (5) 破産更生債権等               | 23,658             |            |            |
| 貸倒引当金 <sup>(※1)</sup>     | △23,658            |            |            |
|                           | —                  | —          | —          |
| 資産計                       | 1,212,568          | 1,208,579  | △3,988     |
| (1) 買掛金                   | 40,902             | 40,902     | —          |
| (2) 預り金                   | 107,894            | 107,894    | —          |
| (3) 未払法人税等                | 64,422             | 64,422     | —          |
| (4) 長期借入金 <sup>(※2)</sup> | 49,045             | 51,090     | 2,045      |
| (5) 長期預り保証金               | 56,435             | 49,097     | △7,337     |
| 負債計                       | 318,699            | 313,406    | △5,292     |

(※1) 長期貸付金及び破産更生債権等に対する個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項 資 産

#### (1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 差入保証金

差入保証金の時価については、償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期貸付金、並びに(5) 破産更生債権等

長期貸付金及び破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

## 負債

(1) 買掛金、(2) 預り金、並びに(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定してしております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分      | 連結貸借対照表計上額 |
|---------|------------|
| 差入保証金   | 860        |
| 長期預り保証金 | 320        |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 差入保証金」及び「(5) 長期預り保証金」には含めておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用のテナント施設を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価     |
|------------|--------|
| 143,769    | 74,779 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価は、主として固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

## 1 株当たり情報に関する注記

|             |      |     |
|-------------|------|-----|
| 1 株当たり純資産額  | 273円 | 32銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 79円  | 85銭 |

## 重要な後発事象に関する注記

### 新株予約権（業績目標連動型ストック・オプション）の発行

当社は、平成29年1月13日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員及び子会社従業員に対して、有償で新株予約権を発行することを決議いたしました。

#### (1) 新株予約権の発行目的

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役、監査役、従業員及び子会社従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。本新株予約権の行使条件として、過去の業績推移に比して相当程度高い経常利益の目標達成を盛り込んでおり、収益基盤の確立と企業価値・株主価値の向上に対するコミットメントを一層強めることを目的としております。

#### (2) 付与対象者の区分及び人数

|        |     |
|--------|-----|
| 当社取締役  | 4名  |
| 当社監査役  | 3名  |
| 当社従業員  | 10名 |
| 子会社従業員 | 2名  |

#### (3) 新株予約権の発行要領

|             |                |
|-------------|----------------|
| ① 新株予約権の数   | 2,330個         |
| ② 発行価額      | 新株予約権1個につき600円 |
| ③ 申込期日      | 平成29年1月20日     |
| ④ 新株予約権の割当日 | 平成29年1月30日     |
| ⑤ 払込期日      | 平成29年2月10日     |

#### (4) 新株予約権の内容

|                       |                              |
|-----------------------|------------------------------|
| ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 普通株式233,000株（新株予約権1個につき100株） |
| ② 行使価額                | 1株当たり3,370円                  |
| ③ 発行総額                | 786,608,000円                 |

(5) 行使期間：平成31年2月1日から平成39年1月31日まで

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 行使条件

- ① 新株予約権者は、当社の経常利益が下記(i)及び(ii)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(i)平成30年11月期乃至平成32年11月期のいずれかの期における経常利益が5億円を超過した場合：50%

(ii)平成31年11月期乃至平成33年11月期のいずれかの期における経常利益が10億円を超過した場合：100%

なお、上記における経常利益の判定においては、金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。なお、上記の経常利益の判定において、新たな会計基準の適用等により本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。

- ② 新株予約権者は、上記①における業績目標を達成した年度末後において退職した場合には、当該達成年度における行使可能割合の個数を限度として本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

# 貸借対照表

平成28年11月30日現在

(単位：千円)

| 資産の部      |         | 負債の部          |         |
|-----------|---------|---------------|---------|
| 科目        | 金額      | 科目            | 金額      |
| 流動資産      | 641,243 | 流動負債          | 264,011 |
| 現金及び預金    | 587,988 | 買掛金           | 18,150  |
| 売掛金       | 196     | 一年内返済予定の長期借入金 | 10,701  |
| 未成業務支出金   | 4,693   | 未払金           | 32,122  |
| 前払費用      | 14,942  | 未払費用          | 2,168   |
| 未収入金      | 27,173  | 未払法人税等        | 32,782  |
| 繰延税金資産    | 3,667   | 前受金           | 45,368  |
| その他       | 2,582   | 預り金           | 104,739 |
| 固定資産      | 299,143 | 前受収益          | 13,541  |
| 有形固定資産    | 150,404 | その他           | 4,437   |
| 建物        | 148,840 | 固定負債          | 113,175 |
| 構築物       | 997     | 長期借入金         | 38,344  |
| 工具、器具及び備品 | 566     | 資産除去債務        | 18,076  |
| 無形固定資産    | 6,413   | 長期預り保証金       | 56,755  |
| ソフトウェア    | 6,413   | 負債合計          | 377,187 |
| 投資その他の資産  | 142,325 | 純資産の部         |         |
| 出資金       | 3,060   | 株主資本          | 563,199 |
| 関係会社株式    | 40,000  | 資本金           | 219,820 |
| 長期前払費用    | 1,740   | 資本剰余金         | 219,820 |
| 長期貸付金     | 5,042   | 資本準備金         | 219,820 |
| 差入保証金     | 77,409  | 利益剰余金         | 123,559 |
| 破産更生債権等   | 23,658  | その他利益剰余金      | 123,559 |
| 繰延税金資産    | 19,168  | 繰越利益剰余金       | 123,559 |
| その他       | 946     | 純資産合計         | 563,199 |
| 貸倒引当金     | △28,701 | 負債・純資産合計      | 940,386 |
| 資産合計      | 940,386 |               |         |

# 損益計算書

平成27年12月1日から平成28年11月30日まで

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額    |         |
|--------------|--------|---------|
| 売 上 高        |        | 563,144 |
| 売 上 原 価      |        | 326,752 |
| 売 上 総 利 益    |        | 236,392 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 204,033 |
| 営 業 利 益      |        | 32,358  |
| 営 業 外 収 益    |        |         |
| 受取利息         | 99     |         |
| 受取配当金        | 111    |         |
| 経営指導料        | 83,649 |         |
| 貸倒引当金戻入益     | 13,838 |         |
| その他          | 3,500  | 101,199 |
| 営 業 外 費 用    |        |         |
| 支払利息         | 1,895  |         |
| 株式交付費        | 4,021  | 5,917   |
| 経 常 利 益      |        | 127,640 |
| 税引前当期純利益     |        | 127,640 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 29,948 |         |
| 法人税等調整額      | △6,141 | 23,807  |
| 当 期 純 利 益    |        | 103,832 |

## 株主資本等変動計算書

平成27年12月1日から平成28年11月30日まで

(単位：千円)

| 項目            | 株 主 資 本 |           |         |
|---------------|---------|-----------|---------|
|               | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |         |
|               |         | 資本準備金     | 資本剰余金合計 |
| 平成27年12月1日残高  | 99,300  | 99,300    | 99,300  |
| 事業年度中の変動額     |         |           |         |
| 新株の発行         | 120,520 | 120,520   | 120,520 |
| 当期純利益         | -       | -         | -       |
| 事業年度中の変動額合計   | 120,520 | 120,520   | 120,520 |
| 平成28年11月30日残高 | 219,820 | 219,820   | 219,820 |

(単位：千円)

| 項目            | 株 主 資 本      |         |         | 純資産合計   |
|---------------|--------------|---------|---------|---------|
|               | 利 益 剰 余 金    |         | 株主資本合計  |         |
|               | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |         |
|               | 繰越利益剰余金      |         |         |         |
| 平成27年12月1日残高  | 19,726       | 19,726  | 218,326 | 218,326 |
| 事業年度中の変動額     |              |         |         |         |
| 新株の発行         | -            | -       | 241,040 | 241,040 |
| 当期純利益         | 103,832      | 103,832 | 103,832 | 103,832 |
| 事業年度中の変動額合計   | 103,832      | 103,832 | 344,872 | 344,872 |
| 平成28年11月30日残高 | 123,559      | 123,559 | 563,199 | 563,199 |

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・移動平均法による原価法によっております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金・・・個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 5～34年 |
| 構築物       | 5～19年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～10年 |

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### 4. その他計算書類作成のための重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「繰延税金資産」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「繰延税金資産」は53千円であります。

## 貸借対照表に関する注記

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額<br>(減損損失累計額を含む) | 115,497千円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権                 | 27,460千円  |

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 営業取引以外の取引高 | 83,649千円 |
|------------|----------|

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

自己株式がないため、該当事項はありません。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |  |            |
|-----------------|--|------------|
| 繰延税金資産          |  |            |
| 未払事業税           |  | 2,476千円    |
| 貸倒引当金           |  | 8,788 //   |
| 減損損失            |  | 19,369 //  |
| 資産除去債務          |  | 5,283 //   |
| その他             |  | 5,693 //   |
| 繰延税金資産小計        |  | 41,609千円   |
| 評価性引当額          |  | △15,971 // |
| 繰延税金資産合計        |  | 25,638千円   |
| 繰延税金負債          |  |            |
| 資産除去債務に対応する除去費用 |  | △2,697千円   |
| その他             |  | △106千円     |
| 繰延税金負債合計        |  | △2,803千円   |
| 繰延税金資産純額        |  | 22,835千円   |

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種 類 | 会社等の名称                | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容         | 取引金額<br>(注1) | 科 目         | 期末残高          |
|-----|-----------------------|------------------------|---------------|---------------|--------------|-------------|---------------|
| 子会社 | 株式会社フィル・<br>コンストラクション | 所有<br>直接 100%          | 役員の兼任<br>経営指導 | 経営指導料<br>(注2) | 83,649       | 未収入金<br>その他 | 27,173<br>286 |

(注1) 取引金額に消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 経営指導料は、業務内容を勘案し、当事者間で決定しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

|             |          |
|-------------|----------|
| 1 株当たり純資産額  | 240円 79銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 48円 37銭  |

## 重要な後発事象に関する注記

新株予約権（業績目標連動型ストック・オプション）の発行

当社は、平成29年1月13日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員及び子会社従業員に対して、有償で新株予約権を発行することを決議いたしました。その概要は「連結計算書類 連結注記表 重要な後発事象に関する注記 1. 新株予約権（業績目標連動型ストック・オプション）の発行」に記載のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

平成29年1月20日

株式会社 フィル・カンパニー  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野 雅史 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大村 広樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フィル・カンパニーの平成27年12月1日から平成28年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィル・カンパニー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年1月20日

株式会社 フィル・カンパニー  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野 雅史 ㊟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大村 広樹 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フィル・カンパニーの平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年1月23日

株式会社フィル・カンパニー 監査役会

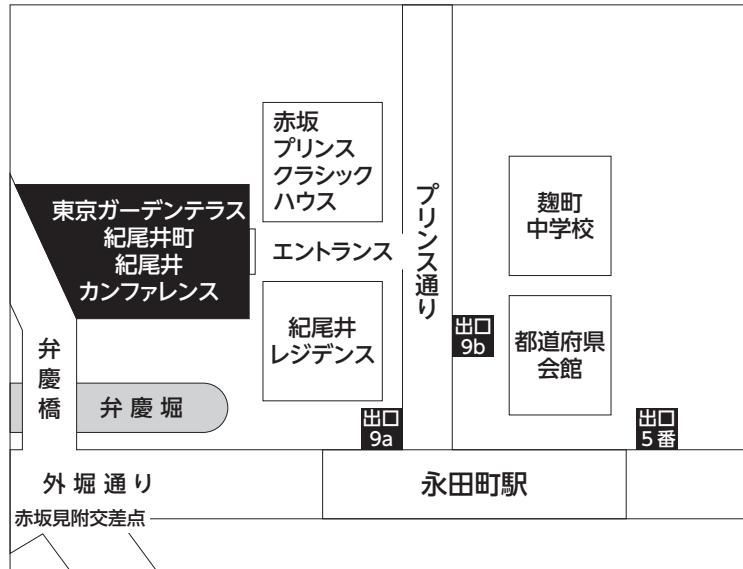
|            |   |   |     |   |   |
|------------|---|---|-----|---|---|
| 常勤監査役      | 金 | 子 | 麻   | 理 | Ⓔ |
| 監査役（社外監査役） | 川 | 野 | 恭   |   | Ⓔ |
| 監査役（社外監査役） | 西 | 野 | 比呂子 |   | Ⓔ |

以上

## 株主総会会場 ご案内図

会 場 : 東京都千代田区紀尾井町1番4号  
東京ガーデンテラス紀尾井町  
紀尾井カンファレンス セミナールームA+B

電話番号 : 03-3503-6077



※会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

### 【交通のご案内】

東京メトロ半蔵門線・有楽町線「永田町駅」出口5から徒歩3分。  
東京メトロ南北線「永田町駅」出口9a、9bから徒歩2分。  
プリンス通りを進み、エントランスが見えたら中に入り直進します。  
赤坂プリンスクラシックハウスを右手に直進すると正面に見えてくる自動ドアが総会会場の入口になります。